野生動物が現れたら

市内には様々な野生獣が生息しています。
ほとんどの場合、人の気配を感じると逃げていきますが
不用意に近づくと攻撃されることもありますので、注意してください。

尚、ホームセンター等で捕獲道具が販売されていますが
捕獲・駆除には狩猟免許の取得や有害鳥獣捕獲の許可が必要になります。
無許可での捕獲は鳥獣保護法違反となり、罰則が科せられることになります。

アライグマやハクビシン等の中～小型獣は、捕獲・駆除を行う業者が
ありますので各個人から依頼を行ってください。

【　具体例　】

・アライグマ　・ハクビシン　・キツネ
・タヌキ　・イタチ　・ヌートリア

業者の探し方は
〇タウンページで害虫駆除のカテゴリを見る。
〇インターネットで害獣駆除と検索する

例外としてアライグマ・ハクビシン・ヌートリアに限り、地区の農作物
被害が著しい場合は、自治会、あるいは農家組合単位からの依頼で
捕獲を行う場合があります。
ただし、【わな】に子どもが近付いたりしないよう、地域で管理が行な
えることが条件となります。

イノシシやシカの捕獲・駆除は猟友会の方に協力いただいています。
ニホンザルは狩猟獣ではありませんので、猟友会による捕獲は行って
いません。
市職員も追い払いを行っていますが、地域の方による追い払いもお願
いします。
追い払いには弾の出るモデルガンが現在の所一番効果が有ります。
狩猟免許を取得して有害獣駆除許可を得ている方であればサルの駆
除も可能です。
サルの駆除を検討されている方はご相談ください。

農林水産課・獣害対策室
TEL　0594-24-1202
FAX　0594-24-1479